

(新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合)

記入例

<設定例>

世帯主、妻、子(16歳)、母(70歳)の4人世帯

○令和3年中収入

世帯主: 事業収入540万円、不動産収入150万円

妻: 給与収入115万円

母: 年金収入90万円

世帯主の令和4年の事業収入が減少見込の場合。

収入等申告書

令和 4 年 0 月 0 日

申請者

住所 南房総市〇〇町〇〇番地

氏名 南総 太郎

台帳等を

ア. 主たる生計維持者(世帯主)の減少見込みの収入について

主たる生計維持者の氏名	収入の種類	①令和3年中の収入額	②左のうち持続化給付金等の額	令和3年中の所得額	③令和4年中の収入見込額	減少率 1-(③+④)/(①-②)	判定
南総 太郎	事業	5,400,000 円	1,330,000 円	1,232,000 円	1,800,000 円	55.8%	○
減少することが見込まれる収入が複数あるときはそれぞれ記入してください。		円	円	円	円		
				計	1,232,000 円 (B)		

(注1) 対象となる収入は、事業(営業等・農業)収入、給与収入、不動産収入または山林収入です。事業収入について、「営業等」と「農業」の両方の所得がある場合は、「営業等」と「農業」をまとめて事業収入として計算してください。

(注2) 「収入」…事業であれば経費や仕入を差し引く前の売上額、給与であれば保険料、源泉徴収税額等を差し引く前の額。確定申告書-第1表の「収入金額等」の欄、源泉徴収票の「支払金額」欄の金額。

(注3) 「所得」…事業であれば売上から経費を差し引いた後の額、給与収入であれば給与所得控除後の額。確定申告書-第1表の「所得金額等」の欄、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額。

(注4) 「減少率」が30%未満の場合は対象外となります。

オ. 上記アの③、主たる生計維持者の「令和4年中の収入見込額」の計算書

収入の種類	申請時までの収入		申請後の収入		持続化給付金等の(見込)額	令和4年中の収入見込額(実績+見込-給付金) ※③に記入する額	
	実績額	内訳	見込額	積算根拠		円	円
事業	900,000 円	1月~6月收入各15万円	900,000 円	1月~6月收入各15万円を残り6ヶ月分で見込む	0 円	1,800,000 円	
						0 円	
						0 円	

(注5) 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入額が減少した実績が確定している令和4年1月分~6月分など複数月を基準として、それを年額換算した金額をもとに今後の収入額に置き換えるなどして見積もってください。

ウ. 収入減少により受け取った、保険金・損害賠償金等の額

④ 0 円

※国や自治体から支給される各種給付金(特別定額給付金や持続化給付金等)は含みません。

エ. 主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額について

(上記アに記入した以外の所得がある場合のみ)

収入の種類	令和3年中の所得額	
不動産	1,000,000 円	(注6) 令和3年中の所得額の合計が400万円を超える場合は対象外となります。
	円	
	円	
合計	1,000,000 円	

判定 ○

(裏面に続く)

ウ. 主たる生計維持者の全ての所得に係る前年合計所得額について

収入の種類	令和3年中の所得額	
事業	1,232,000	円
不動産	1,000,000	円
		円
		円
合計	2,232,000	円

(注7) 令和3年中の所得額の合計が1,000万円を超える場合は対象外となります。(介護保険は除く)

判定 ○

○ 主たる生計維持者及び全ての国民健康保険加入者の前年の合計所得について

(介護保険は主たる生計維持者の合計所得のみ減免額の計算に使用します)

氏名	続柄	令和3年中の所得額	
南総太郎	主	2,232,000	円
南総花子	妻	600,000	円
南総春子	母	0	円
「非自発的失業者」に該当する場合は●を選択			円
合計(C)		2,832,000	円

(注8) 令和4年4月1日時点で満18歳以下の方、学生の方は記入不要です。

(注9) 非自発的失業者(倒産や解雇等で離職した年齢65歳未満の方)に該当する場合、給与所得を100分の30とみなして計算します。(国民健康保険のみ)

年金収入90万円の場合、公的年金等控除額(65歳以上)を差し引くと所得は0円となります。

○ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業に該当する

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全額が免除となります。

----- 以下は記入不要です -----

○ 減免額の試算 (参考)

【国民健康保険】

$$R4 \text{ 保険税額 (A)} \times \text{減少見込みの事業収入等に係る令和3年中の所得 (B)} \div \text{主たる生計維持者及び全ての被保険者の令和3年中の所得額 (C)} = (D)$$

(A) 345,200 円 × (B) 1,232,000 円 ÷ (C) 2,832,000 円 = (D) 150,171 円 (円未満切捨)

$$(D) \times \text{減免割合} = (D) 150,171 \text{ 円} \times \frac{10}{10} = \text{減免予定額 } 150,200 \text{ 円} \text{ (100円未満切上)}$$

【介護保険】

$$R4 \text{ 保険料額 (A)} \times \text{減少見込みの事業収入等に係る令和3年中の所得 (B)} \div \text{主たる生計維持者の令和3年中の所得額 (C)} = (D)$$

(A) 67,200 円 × (B) 1,232,000 円 ÷ (C) 2,232,000 円 = (D) 37,092 円 (円未満切捨)

$$(D) \times \text{減免割合} = (D) 37,092 \text{ 円} \times \frac{8}{10} = \text{減免予定額 } 29,680 \text{ 円} \text{ (10円未満切上)}$$

※減免割合について

【国保】

主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

【介護】

主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額	減免割合
210万円以下	10分の10
210万円超	10分の8